

名古屋港管理組合公報

令和 8 年 7 月15日
(水曜日)
第 152 号

発行所 名古屋市港区港町 1 番11号 名古屋港管理組合

目次

○名古屋港ポートビル施設の変更 1

○措置通知の公表 4

告 示

名古屋港管理組合告示第32号
次の名古屋港ポートビル施設を令和 8 年 7 月15日より次のとおり変更する。
令和 8 年 7 月15日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 広沢 一郎

施設の種類 駐車場
変更前
(2) 1 日につき 1 回 1 台を利用単位とする駐車場

名 称 (略称)	位 置	面 積
ガーデンふ頭駐車場 (ガーP)	名古屋市港区港町地内	20,028㎡
ガーデンふ頭西第二駐車場 (ガー西第二)	名古屋市港区西倉町地先	16,062㎡
ガーデンふ頭北駐車場 (ガー北)	名古屋市港区浜二丁目1203番	1,886㎡
入船駐車場 (入船-P)	名古屋市港区入船一丁目地内	4,198㎡

備考
1 ガーデンふ頭駐車場及びガーデンふ頭西第二駐車場は、普通自動車を除く車両の利用の場合に限る。
2 ガーデンふ頭北駐車場及び入船駐車場4,198㎡については、(3)イの利用日指定の駐車場として供用する日以外の日に限り供用するものとする。

(3) 1 月 1 台を利用単位とする駐車場 (普通自動車に限る。)
ア 全日使用の駐車場

名 称 (略称)	駐車場の種類	位 置	有効収容台数	面 積	
入船駐車場 (入船-P)	多階建駐車場	名古屋市港区入船一丁目地内	屋内	69台	3,663㎡
			屋外	48台	
ガーデンふ頭西駐車場 (ガー西)	その他の駐車場	名古屋市港区西倉町地内	125台	1,500㎡	

イ 利用日指定の駐車場

名 称 (略称)	駐車場の種類		位 置	有効収容台数		面 積
ガーデンふ頭西駐車場 (ガー西)	多階建駐車場	二種	名古屋市港区西倉町地内	屋外	1台	6,928㎡
	多階建駐車場	一種		屋外	162台	
				屋内	156台	
入船駐車場 (入船-P)	多階建駐車場	一種	名古屋市港区入船一丁目地内	屋内	126台	4,198㎡
ガーデンふ頭北駐車場 (ガー北)	その他の駐車場	一種	名古屋市港区浜二丁目1203番	78台		1,886㎡
ガーデンふ頭東駐車場 (ガー東)	多階建駐車場	一種	名古屋市港区港町101番地、 101番地先	350台		4,635㎡

変更後

(2) 1日につき1回1台を利用単位とする駐車場

名 称 (略称)	位 置	面 積
ガーデンふ頭駐車場 (ガーP)	名古屋市港区港町地内	20,028㎡
ガーデンふ頭西第二駐車場 (ガー西第二)	名古屋市港区西倉町地先	16,062㎡
ガーデンふ頭北駐車場 (ガー北)	名古屋市港区浜二丁目1203番	1,886㎡
入船駐車場 (入船-P)	名古屋市港区入船一丁目地内	4,198㎡
ガーデンふ頭東駐車場 (ガー東)	名古屋市港区港町101番地、101番地先	14,425㎡

備考

- 1 ガーデンふ頭駐車場及びガーデンふ頭西第二駐車場は、普通自動車を除く車両の利用の場合に限る。
- 2 ガーデンふ頭北駐車場、入船駐車場4,198㎡及びガーデンふ頭東駐車場4,635㎡については、(3)イの利用日指定の駐車場として供用する日以外の日に限り供用するものとする。

(3) 1月1台を利用単位とする駐車場（普通自動車に限る。）

ア 全日使用の駐車場

名 称 (略称)	駐車場の種類	位 置	有効収容台数		面 積
入船駐車場 (入船－P)	多階建駐車場	名古屋市港区入船一丁目地内	屋内	69台	3,663㎡
			屋外	48台	
ガーデンふ頭西駐車場 (ガー西)	その他の駐車場	名古屋市港区西倉町地内	125台		1,500㎡
ガーデンふ頭東駐車場 (ガー東)	多階建駐車場	名古屋市港区港町101番地、 101番地先	256台		3,391㎡

イ 利用日指定の駐車場

名 称 (略称)	駐車場の種類		位 置	有効収容台数		面 積
ガーデンふ頭西駐車場 (ガー西)	多階建駐車場	二種	名古屋市港区西倉町地内	屋外	1台	6,928㎡
	多階建駐車場	一種		屋外	162台	
				屋内	156台	
入船駐車場 (入船-P)	多階建駐車場	一種	名古屋市港区入船一丁目地内	屋内	126台	4,198㎡
ガーデンふ頭北駐車場 (ガー北)	その他の駐車場	一種	名古屋市港区浜二丁目1203番	78台		1,886㎡
ガーデンふ頭東駐車場 (ガー東)	多階建駐車場	一種	名古屋市港区港町101番地、 101番地先	350台		4,635㎡

監 査 公 表

監査公表第3号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき管理者から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定及び名古屋港管理組合監査委員監査基準によりその内容を公表する。

令和8年7月15日

名古屋港管理組合監査委員 中 里 高 之
同 小 林 史 郎
同 今 田 幹 雄

令和8年 監査公表第1号分

監 査 結 果	措 置
(1) 指摘事項 超過勤務手当の過支給、在勤地出張旅費の過支給及び支給不足並びに申請漏れによる超過勤務手当及び宿日直手当の未支給があった。庶務事務システムによる申請が適正に行われるよう周知徹底されたい。 ア 超過勤務手当の過支給及び未支給 該当箇所 総務部、港営部、建設部 イ 宿日直手当の未支給 該当箇所 港営部 ウ 在勤地出張旅費の過支給及び支給不足 該当箇所 政策企画部、総務部 (2) 注意事項 ア 備品の整理について、備品整理簿の誤記載及び記載漏れ等が見受けられたので、確実かつ適正な整理に努められたい。 該当箇所 総務部、港営部、建設部	(1) 指摘事項 ア 総務部 過支給については、令和8年2月12日に歳入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、複数職員による確認を徹底し、適切な事務を行っていく。 港営部 過支給については、令和8年1月29日に歳入の措置を講じた。 未支給については、令和8年2月6日に追給の措置を講じた。 今後の防止改善策として、複数職員による確認を徹底し、適切な事務を行っていく。 建設部 過支給については、令和8年2月6日に戻入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、関係規定等の周知を図るとともに、複数職員による確認を徹底する。 イ 港営部 未支給については、令和8年1月30日に追給の措置を講じた。 今後の防止改善策として、複数職員による確認を徹底し、適切な事務を行っていく。 ウ 政策企画部 過支給については、令和8年2月2日に歳入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、庶務事務システムの誤入力を防止するとともに複数職員による確認を徹底する。 総務部 支給不足については、令和8年1月30日及び令和8年2月2日に追給の措置を講じた。 今後の防止改善策として、複数職員による確認を徹底し、適切な事務を行っていく。 (2) 注意事項 ア 総務部 備品整理簿の誤記載及び記入漏れについては、速やかに修正した。 今後の防止改善策として、定期的に現物を確認し、適正な整理に努めるよう周知徹底を図った。

イ 委託契約について、履行確認の手續及び時期が適切でない例が見受けられたことから、仕様書に基づく業務完了の確認及び成果物の検査を徹底し、契約の適正な履行確認に努められたい。 該当箇所 総務部、港営部、建設部	港営部 備品整理簿の誤記載及び記載漏れについては、適切に修正した。 今後、複数職員による確認を徹底する。 建設部 備品整理簿の記載漏れ等については、定期的に現物を確認し、適正な整理に努めるよう周知徹底を図った。 イ 総務部 今後は仕様書に基づく適正な履行確認を行うよう周知徹底を図った。 港営部 今後は仕様書に基づいた方法による履行確認を徹底する。 建設部 委託契約については、履行確認時における成果物の検査を徹底するよう周知徹底を図った。
---	--

令和8年 監査公表第2号分
(公益財団法人名古屋みなと振興財団)

監 査 結 果	措 置
1 公益財団法人名古屋みなと振興財団分 注意事項 ア 財団の会計処理において、預り金の残高に誤りが生じていたため、令和6年度決算においては是正処理が行われた。今後は、会計処理の定期的な突合を徹底し、誤りが生じないよう、適正な事務処理及び管理に努められたい。 イ 公益財団法人名古屋みなと振興財団財務規程事務処理要綱によると、随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴することが原則となっている。財団では、生物の飼育展示や来館者対応といった業務の特性上、やむを得ず見積書1通をもって処理する場合があることについては理解できる。しかし、その中に、選定理由が過去の実績や経験といった記載にとどまっており、特定の相手方を選定した根拠として具体性を欠くものが見受けられた。ついては、契約の競争性、透明性及び公平性をより高めるため、随意契約の適用基準や運用の考え方について、改めて整理・明確化されたい。	1 公益財団法人名古屋みなと振興財団分 団体において、次のとおり対応した。 注意事項 ア 会計処理に誤りが生じないよう、日々適切な仕訳処理及び預り金等の残高確認を徹底するとともに、令和6年度より毎月、顧問税理士による月次監査を受け、チェック体制の強化を図っている。 イ 新たに「随意契約ガイドライン」を策定し、随意契約の適用基準や運用の考え方について整理するとともに、見積書1通をもって処理する場合は、契約の相手方が特定される理由を明確にしていく。